

“ 出産・子育て・介護の支援 ”

国立病院機構では、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、職員の仕事と子育ての両立に取り組むために一般事業主行動計画を策定すると共に、育児休業、介護休業など育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律などに基づき、子育て・介護に関する様々な制度を設けています。貴重な人材が損われることなく、仕事と子育て・介護を両立できるように支援しています。

出産・子育て・介護の支援制度

職員が仕事と子育ての両立に悩むことによってキャリア形成が中断されることなく、安心して働き続けられるように様々な制度を設けています。

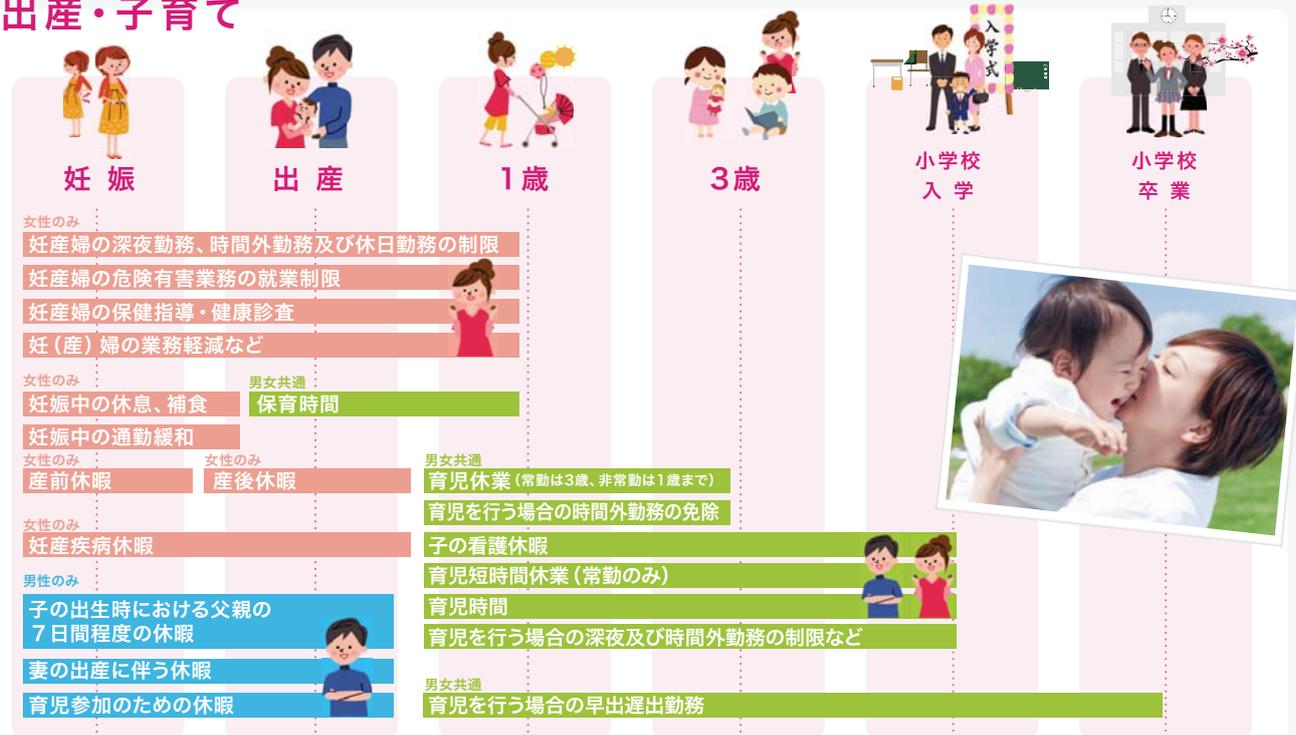
また、出産・子育てだけでなく、介護休暇・介護休業・介護時間などの介護のための制度も設けています。

主な制度

- 育児休業(3歳までの子を養育するための休業)
- 育児短時間休業(小学校入学前の子を養育するための短時間勤務)
- 妻が出産する場合の休暇(妻の出産に関する入退院の付添いを行うための休暇)
- 育児参加のための休暇(妻の産前産後休暇期間中の出産に係る子または小学校入学前の子の養育を行うための休暇)



出産・子育て



■ NHOホームページ「出産・子育て等に関する制度一覧」
https://nho.hosp.go.jp/career/cnt1-0_000373.html



介護

介護を必要とする家族(要介護者)を介護するとき

- 介護休暇
- 介護休業
- 介護時間
- 家族介護を行う場合の早出遅出勤務
- 家族介護を行う場合の深夜及び時間外勤務の制限 など



院内保育所

多くの病院で、院内保育所を設置しています。病院によっては、延長保育や土日保育、24時間保育、病児保育にも対応しています。